

相続の手続一覧表

	✓	手続の種類	手続窓口	期限	備考	
直ちに行う諸手続き		死亡届、埋葬許可証交付申請	本籍地または死亡地の市区町村役場	7日以内	届出人の住所地の市区町村役場でも可	
		世帯主変更届	住所地の市区町村役場	14日以内	世帯主が死亡したとき	
		電気、ガス、水道	契約名義変更、支払方法の変更	最寄りの各営業所	すみやかに	
		NHK受信料		NHK	すみやかに	
		購読新聞		最寄りの営業所	すみやかに	
		固定電話		電話会社	すみやかに	
		携帯電話の解約	携帯電話会社	すみやかに		
		クレジットカードの退会届	クレジットカード会社	すみやかに		
		生命保険金(死亡保険金)の請求	生命保険会社	すみやかに (3年で時効)		
社会保険に関する手続		葬祭費支給申請(国民健康保険など)	住所地の市区町村役場	葬儀を行ってから2年以内	国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が死亡したとき	
		埋葬料(費)支給申請(健康保険)	全国健康保険協会または健康保険組合	死亡日から2年以内	健康保険の被保険者や被扶養者が死亡したとき	
		健康保険証の返却・変更	市区町村役場または事業主など	すみやかに	高齢受給者証、介護保険被保険者証など	
		被扶養者の国民健康保険加入	住所地の市区町村役場	すみやかに	家族が故人の健康保険の被扶養者だったとき	
		年金受給権者死亡届	最寄りの年金事務所	10日以内 (基礎年金は14日)	年金を受けていた人が死亡したとき	
		未支給年金の請求	最寄りの年金事務所	すみやかに	未支給の年金があるとき	
		加給年金額対象者不該当届	最寄りの年金事務所	10日以内 (基礎年金は16日)	老齢厚生年金の加給年金額の対象者が死亡したとき	
		配偶者の国民年金加入	住所地の市区町村役場	すみやかに	配偶者が国民年金の3号被保険者だったとき	
		遺族基礎年金・遺族厚生年金の裁定請求	住所地の社会保険事務所など※	すみやかに (5年で時効)	※ケースにより異なる	
		寡婦年金の裁定請求(国民年金)	住所地の市区町村役場	すみやかに (5年で時効)	国民年金のみに加入している人が死亡し、受給要件を満たしているとき	
	死亡一時金の裁定請求(国民年金)	住所地の市区町村役場	すみやかに (2年で時効)			
遺産相続・その他の手続		遺言書検認の申立て	遺言者の住所地の家庭裁判所	すみやかに	自筆証書遺言があるとき	
		相続放棄または限定承認の申述	被相続人の住所地の家庭裁判所	相続開始を知った時から3か月以内	相続放棄または限定承認をするとき	
		特別代理人選任の申立て	未成年者の住所地の家庭裁判所	遺産分割協議の開始まで	相続人に未成年者とその親権者がいるとき	
		所得税の準確定申告	被相続人の納税地の税務署	4か月以内		
		不動産の所有権移転登記	不動産の所在地の法務局	遺産分割協議終了後すみやかに		
		預金の解約・名義変更	預入先の金融機関	遺産分割協議終了後すみやかに		
		電話加入権の名義変更	NTT	遺産分割協議終了後すみやかに		
	株式の名義変更	株主名簿管理人または預託証券会社	遺産分割協議終了後すみやかに			
	自動車の移転登録	運輸支局または検査登録事務所	遺産分割協議終了後すみやかに			